

令和 2 年

第 8 回 7 月 定例 教育 委員会 議事 録

令和 2 年 7 月 30 日

大野 城市 教育 委員会

次 第

- 1 招集日時
 - 招集日 令和2年7月30日
 - 開会時間 午前10時00分
 - 閉会時間 午前11時20分

- 2 招集の場所 大野城市役所 本館3階 311・312会議室

- 3 会議次第
 - (1) 議事録署名委員
令和2年第6回議事録の署名委員 安部 一枝 委員
今回議事録の署名委員 松本 民仁 委員
 - (2) 議事(全て可決)
第29号 大野城市立学校の通学区域の変更について
第30号 令和3年度使用中学校教科用図書採択について
第31号 臨時に代理した事件の承認について
 - (3) 教育長報告
 - (4) 報告
 - ①大野城市立学校区審議会からの答申について (教育政策課)
 - ②大野城市立学校における学校閉庁日の実施について (教育政策課)
 - ③新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校の再開に伴う
「学びの保障」のための物的支援について (教育振興課)
 - ④新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校の再開に伴う
「学びの保障」のための人的支援について (教育指導室)
 - ⑤新型コロナウイルス感染症対策に伴う臨時休校について (教育指導室)
 - (5) その他
 - ①教育長の業務報告(6月～7月分)
 - ②教育委員会の主な行事・業務の予定(8月分)

- 4 出席した委員等 吉富 修(教育長) 安部 一枝 高木 和敏 梶原 千春
松本 民仁 高野 英機

- 5 欠席した委員 なし

- 6 出席した職員 教 育 部 長 日野 和弘
教 育 政 策 課 長 橋元 啓樹
教 育 振 興 課 長 千葉 太
教 育 指 導 室 長 梶 幸男
ス ポ ー ツ 課 長 神崎 康則
ふるさと文化財課長 石木 秀啓
教育政策課係長 葉山 賀瑞江
教育政策課担当 大楠 和美

- 7 会議の書記 教育政策課担当 大楠 和美

午前10時00分 開会

○吉富教育長

ただいまより、令和2年7月定例教育委員会を開会いたします。

傍聴の申出はありません。

[大野城市学校区審議会答申（議事録目次（4）報告）]

○吉富教育長

それでは、教育委員会次第の5番、報告の中に（1）大野城市立学校区審議会からの答申についてとあります。既にお気づきのように、本日、大野城市立学校区審議会の池邊幸子会長にお越しいただいています。まずご答申を説明していただいた後に、私がお答申の結果を頂戴する、という形で進めさせていただきます。

池邊会長、早朝より教育委員会においでいただきまして、本当にありがとうございます。長期にわたり学校区の適否につきまして審議をいただきましたこと、感謝申し上げます。ありがとうございます。

それでは、池邊幸子会長から答申についてお願いいたします。

○池邊幸子 大野城市立学校区審議会 会長

皆様、おはようございます。

諮問いただいております大野城市立小学校の校区につきまして、大野城市立学校区審議会を3回開催いたし、本日答申書をお持ちいたしました。

まず、大野東小学校の一部を大城小学校区に変更することにつきまして、地域性、学校規模、通学路、子ども会育成会の四つの視点から検討を行っております。

審議会委員の皆様から、活発なご意見を頂き、議論を重ねた結果、本件施策は実施すべきであると結論づけております。

また、大城小学校区の一部区域を大野東小学校区に変更する取扱いについても同様に、地域性、学校規模、通学路、子ども会育成会の四つの視点から検討を行っております。その結果、この区域には現在、児童・生徒が居住していないこと、そして今後も居住する可能性が低いことから、本件施策は今回の実施を見合わせるべきであると結論づけております。

以上のことから、答申書をご提出いたします。

どうぞよろしく願いいたします。

○吉富教育長

学校区に関する諮問をしましたところ、ただいまこのように答申書をお預かりすることができました。

今、ご説明にありましたように、かつて大野城市立大城小学校の校長として活躍され、地域性も、それから学校規模につきましても、そして何よりも子ども会の活躍等についても熟知している池邊幸子会長から、このような総合的にバランスのよい答申を頂きましたことは、本当に心強うございます。

長期間、ご苦勞かけましたこと感謝申し上げます。ありがとうございました。

[答申書受領]

○吉富教育長

今、頂きました。ありがとうございました。

○池邊会長

では、失礼いたします。

[池邊幸子会長 退席]

○吉富教育長

大野城市立学校区審議会の答申内容につきましては、ただいま会長のほうから、その骨子については読み上げられたとおりでございます。

それでは、大野城市立学校区審議会からの答申についての案件は終わりたいと思います。

これで、教育委員会次第の5番、報告（1）については終了したことになりますので、ご了承いただきたいと思います。

それでは、進めさせていただきます。

まず、本日の教育委員会に出席しております市職員につきましては、これまでは提案

する必要のある課長等に限って出席をさせておりましたけれども、今回から教育委員会の全課長が参加することとしています。よろしくお願いいたします。

〔議事録承認〕

○吉富教育長

それでは、議事録の承認に入ります。

前回の6月定例会にて安部委員さんをお願いしておりましたので、署名をお願いいたします。

○安部委員

はい。

○吉富教育長

今回の議事録の署名につきましては、松本委員さんに、次回の委員会において、ご署名をお願いいたします。

○松本委員

はい、分かりました。

〔議 事〕

○吉富教育長

それでは早速、議事に入らせていただきます。

〔第29号議案 大野城市立学校の通学区域の変更について〕

○吉富教育長

第29号議案、大野城市立学校の通学区域の変更について、教育政策課長、説明をお願いいたします。

○橋元教育政策課長

それでは、第29号議案、大野城市立学校の通学区域の変更につきまして、ご説明をさせていただきます。

本日お配りをしている資料に第29号議案というものがございますので、よろしくお願いたします。

初めに、本議案の理由をご説明させていただきます。

本議案の理由につきましては、下に記載しておりますように、令和2年6月10日付2大教第595号にて諮問していた大野東小学校区の一部区域（大字乙金）について、通学区域を大城小学校に変更するものということになっております。

こちらにつきましては、先ほど答申を頂いたとおり、審議会を3回開きまして、内容について、地域性、学校規模、通学路、子ども会育成会の四つの視点から検討を重ねていただきました。その結果、本件につきましては大野東小学校から大城小学校へ校区を移動することが適当であるということの答申を頂いたところでございます。

それに基づいて、ホチキス止めで3枚目のところに、図面を掲載させていただいております。こちらの真ん中の斜線の部分を今回、大野東小学校区から大城小学校区へ移したいと考えております。

なお、校区を移す場合、本来であれば一番下に書いておりますとおり、規則の改正が伴うのが常でございます。しかし、先ほど大字乙金と申しあげました地区は、まだ住居表示が実施されておられません。そして、大野東小学校にも大城小学校にも、大字乙金の校区があるものですから、規則自体の変更は生じておりません。図面の修正は行いたいと思っております。今後おそらく、何丁目何番何号というような形で住居表示がされることと思われまます。そうなった場合は、改めて規則の改正をお願いしたいと考えております。

説明は以上です。

○吉富教育長

ただいまの説明につきまして、お尋ねがございましたらどうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○吉富教育長

これより採決に入らせていただきます。

第29号議案について、承認することに異議はありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○吉富教育長

異議なしですので、第29号議案は承認すべきものと決めます。

ありがとうございました。

[第30号議案 令和3年度使用中学校教科用図書採択について]

○吉富教育長

第30号議案、令和3年度使用中学校教科用図書採択について、教育政策課長、説明をお願いいたします。

○橋元教育政策課長

それでは、第30号議案につきまして、ご説明をさせていただきたいと思います。

こちらの議案につきましても、資料をご覧くださいと思います。

それでは、提案理由をご説明させていただきます。

令和2年度におきましては、令和3年度に使用される中学校教科書の採択を行うこととなっております。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号の規定、これは教科書その他の教材の取扱いに関する教育委員会の職務権限を規定したものでございます。

また、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同法施行令第14条第1項の規定、この規定は、小中学校で使用する教科用図書の採択時期を規定したものでありまして、使用する年度の前年度の8月31日までに行わなければならないとの規定があり、今回提案をさせていただいているものになっております。

教科用図書の採択につきましては、各市町村教育委員会にて採択を行うこととなっておりますが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第5項の規定において、当該採択区域内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならないとなっておりますことから、今回、筑紫地区の各市の教育長で組織しております第1地区（筑紫地区）教科用図書採択協議会にて、中学校教科用図書の選定が行われ、協議の結果、令和3年度から使用する教科用図書として、本日配付をしております選定結果のとおり選定を行っているところでございます。

なお、これらの教科用図書は地区単位の採択となっており、筑紫地区5市それぞれの教育委員会において、今回提案しております教科用図書の採択が承認されますと、筑紫地区内の全ての中学校が同じ教科書を使用するということになります。

それでは次に、選定結果及び選定理由をご説明させていただきたいと思えます。

最初に、教科書選定の組織と経過についてご説明いたします。

令和2年4月24日に、筑紫地区5市の教育長5名による筑紫地区教科用図書の図書採択協議会を発足いたしました。採択協議会は、教科用図書選定委員会を組織しまして、5月20日に選定委員会に対して、令和3年度使用の中学校教科用図書選定について調査・研究し、答申するよう諮問いたしましたところでございます。

それに基づき選定委員会は教科ごとに、校長、教頭、教員数名で構成しまして、5月から7月まで、答申に向けて教科用図書の調査・研究を行ってまいったところでございます。

また、福岡教育事務所では中学校の教科ごとに調査・研究部会を発足させ、各地区の採択協議会が教科用図書を選定するために必要な資料を作成し、6月26日、その結果を筑紫地区の採択協議会にて具申されております。

選定委員会は、教育事務所における調査・研究結果と、学校からの意見書及び選定委員会独自の調査・研究内容を踏まえ、7月21日、教科用図書採択協議会に選定結果の答申を行っております。

その答申を基に、筑紫地区5市の教育長が協議を行った結果、今回の令和3年度使用中学校教科用図書選定結果を作成したところでございます。

次に、その結果と理由の説明をさせていただきたいと思えます。

お手元にお配りをしている資料の中に、令和3年度使用中学校図書選定結果というものがあると思えます。そちらをご覧いただければと思えます。2ページになっております。

それぞれの教科種目ごとに簡単にご説明をさせていただきたいと思えます。

最初に国語でございます。国語は光村図書ということになっています。選定理由としましては、普遍的価値の教材と現代的な教材が豊富で、思考力や想像力を高めることが出来るということが主なポイントとなっております。

続きまして、書写でございます。書写につきましても光村図書ということになっております。こちらにつきましても、日常生活での書写の重要性が意識され、書く力を確実につけることが出来るということが主な選定のポイントとなっております。

続きまして、社会でございます。社会の地理的分野につきましては、帝国書院の教科書ということになりまして、理由としましては、主体的、対話的、深い学びの視点から教科書が構成されており、学習に取り組みやすいという理由になっております。

続きまして、歴史的分野につきましても帝国書院ということになりまして、理由は単元の内容を概観させる学習を通して、単元を貫く「問い」を追究する構成となっているところが主なポイントとなっております。

続きまして、公民的分野につきましても帝国書院の教科書ということになっておりまして、「問い」が設定され、社会的な見方、考え方を働かせて論理的に説明させる流れがあるということが主なポイントになっております。

続きまして、地図についても帝国書院の「中学校社会科地図」というものになっておりまして、こちらにつきましては、「地図活用」と題するコーナーが充実し、地図を使って主体的に学ぶことが出来るということが主なポイントになっております。

続きまして、数学でございます。数学につきましては、日本文教出版のものということになっておりまして、理由としましては、数学的な関係を表で整理する活動が批判的思考や表現力を高めることに効果的であるということが主なポイントになっております。

続きまして、理科につきましては、大日本図書「理科の世界」という教科書になっております。ポイントとしましては、自然の現象に進んで関わり、主体的に科学的な探究が出来る内容構成であるということがポイントになっております。

続きまして、音楽でございます。音楽は教育芸術社の教科書ということになっておりまして、ポイントとしましては、目指す資質・能力が明確であり、生徒の実態に即した題材構成が工夫出来るというところになっています。

続きまして、器楽合奏でございます。こちらについても教育芸術社になっておりまして、理由としましては、表現・鑑賞と関連づけた教材により、主体的、系統的に学びを積み上げることが出来るというところがポイントになっております。

続きまして、美術でございます。美術は光村図書の教科書ということになっておりまして、ポイントとしましては、表現活動と鑑賞活動を一体的に構成した学習活動を展開でき、教師が指導を行いやすいところとなっております。

次に、保健体育につきましては、東京書籍の教科書ということになっておりまして、理由としては、オリジナルの動画コンテンツが豊富にあり、学びを深めていく学習が実現しやすいというところがポイントになっております。

続きまして、技術・家庭でございます。技術分野につきましては、開隆堂出版のものということになっておりまして、理由としましては、基本、問題解決、振り返りの3ステップで見方・考え方を定着出来る指導が出来るというところがポイントになっております。

続きまして、家庭分野については、こちらも開隆堂出版ということになっておりまして、持続可能な社会の消費者として自覚させ、生活を改善していく資質・能力を高めることが出来るというところが主なポイントになっております。

続きまして、外国語につきましては、東京書籍の「NEW HORIZON」という教科書になっております。これにつきましては、付属の動画が充実し、学習の導入や表現活動で生徒の興味関心や学習意欲を喚起出来るというところになっております。

最後に、道徳でございます。道徳につきましては、東京書籍の教科書ということになっておりまして、ポイントとしましては、多面的、多角的に考え議論する学習に高めることが出来るというところが主なポイントとなっております。

少々長くなりましたが、以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○吉富教育長

令和3年度筑紫地区中学校が使用する教科書について、全体説明がございました。

何か質問はございませんでしょうか。いいでしょうか。

[「なし」の声あり]

○吉富教育長

それでは、これより採決に入ります。

第30号議案について、承認することに異議はありますか。

[「異議なし」の声あり]

○吉富教育長

ありがとうございます。異議なしですので、第30号議案は承認すべきものと決めます。

採決ありがとうございます。本年度事務局は太宰府市ですが、以後の手續について、再度、橋元課長が説明をいたします。

○橋元教育政策課長。

では、説明をさせていただきます。

この後、本市の結果を再度、筑紫地区の採択協議会に報告をさせていただきまして、各市の意見がそろった時点で決定という運びになります。先ほど教育長からご説明がありましたように、今年度につきましては事務局が太宰府市となっておりますので、太宰府市で取りまとめをされて、最終的に決定するということになります。

あと、市につきましても、10月1日の市広報紙で、採択結果について市民の皆様にお知らせするというふうな運びを考えております。

簡単ですが説明を終わります。

○吉富教育長

ありがとうございました。

それでは、令和3年度使用中学校教科用図書採択についての審議を終わらせていただきます。

[第31号議案 臨時に代理した事件の承認について]

○吉富教育長

次に進ませていただきます。

第31号議案、臨時に代理した事件の承認について、教育指導室長、説明をお願いいたします。

○梶教育指導室長

それでは、資料の1ページをご覧ください。第31号議案、臨時に代理した事件の承認について、説明をいたします。

学校運営協議会委員につきましては、大野城市学校運営協議会規則第4条において、教育委員会が任命することとされております。しかし、今回、月の浦小学校におきまして、本日より前に協議会を開催することから任命する必要が生じたため、大野城市教育委員会事務委任規則第5条の規定により教育長が臨時に代理したため、これを報告し、承認を求めるものでございます。

以上でございます。

○吉富教育長

説明が終わりました。ただいまの説明について、質問がありましたら、どうぞ。よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○吉富教育長

それでは、第31号議案について、承認することに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○吉富教育長

異議なしですので、第31号議案は承認すべきものと決めます。ありがとうございます。

〔教育長報告〕

○吉富教育長

4番の教育長報告に参ります。

別紙で教育長報告として、資料がお手元に行っていると思います。

コロナの関係で、昨年度末から本年度につきまして、管内教育長会は開催されておられません。7月9日に開催するはずであった教育長会も、大雨の警報が各地区に発出されるということから、急いで戻らなければならないという予測の上で、急遽中止になりましたので、県のほうから説明は受けていないままですが、紙資料をそこにお示ししています。

県全体の学校教育の重点としてお預かりしてきている資料でございます。

豊かな心の育成、確かな学力の育成、健やかな体の育成、そしてそれを支える特別支援教育の充実と、信頼される学校づくりということで、これに沿って福岡県全体が、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる、そのような子どもたちを育成しようということで進めてまいるところでございます。

豊かな心の育成につきましては、今や自尊感情を高めるというのは学習指導の基本原則となっていますので、一つ一つの教科、一つ一つの活動の中で、一人一人の子ど

もが、自尊感情を高めることが出来るような学習指導を行っていかうということでございます。このようなことにつきましては、毎月開催されております定例校長会において、講話の中で話しているところでございます。

それから、確かな学力の育成。児童・生徒一人一人が出来るようになったこと、分かるようになったことを自覚する授業づくりを目指していきます。やはり一つ一つの、一本一本の学習の中で、授業の中で、やっぱり分かった、出来たということが何よりも、自尊感情を高める素でございます。何も分からないのに、自分はすごいぞ、頑張ったぞという感情は湧きません。何よりも一番多いのは学習指導の場面でございます。一日5時間から6時間の中で、先ほども申し上げましたけど、教科は違っても、活動の場面は違っても、一人一人の子どもが一日の中で「今日はよくやった」というふうに自覚をしていくこと、その積み重ねをしていくことで自尊感情が高まるというふうに大野城市全体で考えています。

それから、健やかな体の育成につきましては、最近では、スポーツを得意とする子は極めて優れた成績を伸ばし、社会体育あるいは学校体育の中で活躍を示していきませんが、体育的な場면을好まない子もいますので、学校の中でそのような落差がなくなるように、それぞれ毎日取り組ませるような、体育的な場면을工夫するというところで進もうとしています。

それから、特別支援教育の充実でございます。明日、大野城市教育支援委員会の会議がございます。明日の議題にかかる児童・生徒は26人いまして、学期の変わり目で子どもたちの実態を1学期見た結果、この子は通常学級に、この子はもう少し慎重にみんなで見ていきましょうなどと検討し、学習環境をしっかりとみんなで考えて、進むべき環境を整えていく議論をいたします。

特に、特別支援教育につきましては、児童・生徒一人一人の実態をしっかりと踏まえて、その子どもの良さを伸ばすのにふさわしい環境を整えるためにということで進めています。大野城市での、この学期変更等をしっかりと見据えて、みんなで話し合っていく取組みは、他市にない素晴らしいものだと考えているところでございます。

それから、信頼される学校づくり。今新型コロナウイルス禍の中で、大変なご心配もいただいているところでございますけども、こういった場面につきましても、教育委員会、行政と学校とが一致団結して、保護者に一層の不安をかけないような、安心していただけるような処置をきちんと施していくことが大切だろうと思っています。そういった方向で、学校の対応づくりも、あるいは地域への広報活動も行っているところ

ろでございます。

それから、信頼される学校づくりでは、保護者の方々にはあらかじめ、このようになつたらこのような対応をしてまいりますという予告を絶えず行うようにしています。急をお願いして慌てさせることのないよう、不安な気持ちをあおることのないように心がけて、教育委員会と学校は一緒になって連携して、いろんな対策を取っているところでございます。

特に、まだまだ他市のほうでは見られないような、パートナーとしての教育委員会と学校、そういった関係性をもっと密にし、これまで見向きもしなかったところにも連携を図ることで、市民の方々に子どもの教育について安心していただけるように広げているところでございます。

このようなことを進めていきたいと思いますということが福岡県全体の約束となっております。以下につきましては、お目通しください。どうぞよろしく願いいたします。

それから資料2、とじ込みの後ろのほうに、新型コロナウイルス感染症対策に係る今後の対応についてという福岡県から出ております文書がございます。それをご覧ください。

その文書の右側の上から二つ目に（3）会合とあります。昨年度末の3月から、自粛といったものが私たちの生活様式の規定になっていますね。それから本市におきましても、市民の方に自粛をお願いしている以上、出来るだけ誤解を招くような飲食事案とか外出とかについては慎もうということで進めてまいりましたが、県のほうは、福岡教育事務所に「教員と思しき者たちが少し飲んでいるようだ。自粛しているはずだが、これでよいのか」といった報告が十数件寄せられたということも聞いております。

本市におきましては、なお感染が拡大するこの情勢の中で、自ら律していく立場にある公務員がそういうことがないようにということで、自粛しております。誤解を招くようなことがないようにということで、校長会でもお話をしているところでございます。

また、ここ連休後に多くなってまいりました、近隣市でのいろいろな飲酒を伴うような行事等で感染をしたと思われるような事案が、本市の配慮事項として取り扱わなければならない事態になっていることを考え、なおさらこのことを会があるたびに伝えなければならないと考えているところでございます。

以上でございます。

大まかに今説明いたしました、何かただいまの教育長報告の中でお気づきになりました点がありましたら、どうぞよろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

〔報 告〕

○吉富教育長

では、進めさせていただきます。5番の報告です。

(1) につきましては、先に済ませましたので終わります。

(2) 大野城市立学校における学校閉庁日の実施について説明をお願いいたします。

○橋元教育政策課長

それでは、教育政策課より、大野城市立学校における学校閉庁日の実施につきまして、説明をさせていただきたいと思えます。報告(2)資料をご覧いただければと思えます。

こちらにつきましては、1番の実施目的に書かせていただいておりますように、長期休暇中に学校閉庁日を設定することで、教職員の年次休暇取得の推進と、また心身の健康増進、あともう一つ、夏季における省エネルギーの推進を図るため、一昨年度より実施をしているところでございます。

実施期間につきましては、昨年までは13日から15日までの3日間としておりましたが、本年度は校長会と協議をした結果、一番下に矢印で書いてありますように、8月11日から18日までの8日間を学校閉庁日とすることで決定いたしましたところでございます。

3番の実施方法につきましては、原則として児童・生徒はこの期間には登校させません。あとは当然ですが、部活動も実施しないこととしております。

4番に教職員の服務ということで書かせていただいております。学校閉庁日は、福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例第10条に規定する休日ではないことから、教職員は学校閉庁日に合わせて年次休暇や夏季休暇・週休日の振替等で対応するというに致したいと考えております。

あと、休暇等はいくまでも教職員の申請や届出等に基づくものということが規定されておりますので、この期間も強制ではないですが、年次休暇取得の推進ということ

を十分理解し、積極的な取得に努めていただきたいと考えているところでございます。

5番に周知方法ということで書かせていただいております。学校、保護者、地域、庁内につきましては、ここに記載しておりますような方法で周知を図っていきたいと考えております。

次のページ、6番でございます。期間中の電話対応につきましては、期間中は当然学校には誰もいないということになりますので、教育政策課のほうにご連絡いただきますように各方面をお願いしているところでございます。あと、緊急以外の問合せ等については、できればこの閉庁期間以外にお問合せいただければということで考えておまして、そちらについても併せて周知を行っているところでございます。

最後に、7番その他にあります学童保育ですが、これについては13日から16日以外は実施することにしたいと考えております。

あと、学校開放事業については、教職員の対応が必要がないと考えておりますので、通常どおりの実施としたいと考えております。

説明は以上です。

○吉富教育長

学校閉庁日の実施について説明が終わりました。どうぞ、いろんな場面でお聞きになれることもあろうかと思っておりますので、どうぞお尋ねをください。昔は、こういうのはなかった制度でございますので、どうぞご確認ください。

ちなみに、梶室長、第1学期はいつまで、第2学期はいつからか、併せてご報告ください。

○梶教育指導室長

それでは、ご説明いたします。本年度の第1学期ですが、8月7日金曜日が終業式となっております。次、第2学期の開始に当たります始業式が8月19日水曜日。夏休みは8月8日から18日までとなっております。

以上です。

○吉富教育長

ということでございます。ご意見はありますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○吉富教育長

いろいろなお話が飛び込むかも分かりませんが、不明な部分は委員会が答えますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、続けさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校の再開に伴う「学びの保障」のための物的支援について、教育振興課長、お願いいたします。

○千葉教育振興課長

ご説明させていただきます。資料の5ページをご覧くださいと思います。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校の再開に伴う「学びの保障」としまして、国の補助により、学校の感染症対策・学習保障等に係る物的体制の強化が可能となりましたことから、物品の購入等に必要な経費を大野城市議会の7月臨時会に補正予算として上程し、議決を頂いたものです。

1番の交付額です。こちらは、国の補助金の基準で定められました児童・生徒数による学校規模に応じまして、1校当たりの上限額を予算化しております。記載のとおり小学校につきましては、下大利小学校が100万円、御笠の森小が150万円、それ以外の8校が200万円。中学校につきましては、大野中と御陵中が150万円、それ以外の3校が200万円の予算計上となっております。総額2,750万円、うち国庫補助が2分の1になりますので、1,375万円が国の補助金となります。これらの予算で各学校の実情に応じまして、必要な物品を購入することとしております。

2番の費目です。消耗品につきましては、消毒用アルコール、洗剤、フェイスシールド、マスク等になっております。あと、委託料としまして、留守番電話の設置。また、一部の学校におきましては電話機の増設をいたします。また、備品購入費としましては、冷風機、パーテーション、空気清浄機等となっております。

3番の各学校の共通項目ですが、気化式冷風機につきましては、各学校4台ずつ購入したいと思っております。夏季の熱中症予防及び空気の循環によります感染症予防に活用したいと考えております。また、留守番電話につきましては全校、電話機増設

等設置工事につきましては2校を予定しております。こちらは、コロナウイルス感染症の関係で、保護者からの問合せ等が増えております。留守番電話機能を追加することで受電件数を軽減し、また、休日・夜間と学校閉校時間等の問合せにも対応出来るかと期待をしております。

説明は以上になります。

○吉富教育長

「学びの保障」のための物的支援の側面のほうからの説明でございました。お尋ねがありましたら、どうぞ。

基本的には、各学校からの要望を基本として、それに今後、児童・生徒の健康管理に役に立つであろうというものを共通のものとして、ここに物的支援として内容を構成してあるところでございます。

それでは、人的支援のほうに行ってよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

○吉富教育長

では、人的支援の説明について、お願いいたします。

○梶教育指導室長

それでは、教育指導室から新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校の再開に伴う「学びの保障」のための人的支援について、ご説明をいたします。

これは、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校の再開に伴い、「学びの保障」に必要な人的支援を行うため、学習指導員の配置、そしてスクール・サポート・スタッフの配置を行うものです。

まず、学習指導員のほうからご説明いたします。

業務内容は、児童・生徒の学習定着度に応じ、きめ細やかな指導を図るためのTT(チームティーチング)指導や、家庭学習の準備・点検など学級担任の補助、あるいは特別な配慮が必要な児童・生徒への支援等に当たることが主な業務でございます。

配置は週3日、1日当たり4.75時間で、配置日数等は8月から年度末の3月までを予定しております。この週3日となっておりますのは、現在市で任用し配置しており

ます学習支援員が週3日、あるいは2日の勤務となっておりますので、これを補完する形の配置としております。

歳出予算は、10款1項5目教育指導費です。内訳は、1節報酬が1,302万6,000円、8節旅費（通勤費）が102万1,000円となっております。

続きまして、スクール・サポート・スタッフについて、ご説明いたします。

業務内容は、新型コロナウイルス感染症対策のために、学級担任等の負担が増加しております業務を支援するために配置するものです。学校施設の清掃や消毒などを中心とした業務で、具体的には各学校と協議をして決めてまいります。

配置といたしましては、全小中学校に1名ずつ、合計15名配置し、配置日は毎日。8月から年度末までの3月を予定しております。

予算につきましては、10款1項5目教育指導費です。内訳は、1節報酬が490万9,000円、8節旅費（通勤費）が69万6,000円となっております。

以上の本事業は、福岡県の市町村立学校学習指導員等配置事業補助金を活用するもので、歳入予算は16款2項7目教育指導費県補助金で、1,895万6,000円となっております。

説明は以上です。

○吉富教育長

ただいまの説明は、人的支援のほうの説明でございます。ご確認、ご質問がありましたら、どうぞ。

どうぞ、安部委員、お願いいたします。

○安部委員

この新型コロナウイルス感染症に特化したような相談についてですが、最初のほうの5ページで、電話の対応はとても細やかになっているなというふうに思っているんですけども、この人的支援の中にカウンセリングとか相談とかというものがありますか。今ある現状で活用ということですか。別に予算をつけるような予定はないということですよ。

○吉富教育長

いいですか、梶室長、お願いいたします。

○梶教育指導室長

今、お尋ねになりましたのは子どもたちの、あるいは先生方の心の面のケアですね。その点につきましては、現在のところ、これまでで配置しておりますカウンセラー、ソーシャルワーカー、あるいは指導主事の相談等で十分賄える状況にはなっておりますが、子どもたちはやはり不安定な状態だと言われておりますし、その点については、学校にも十分注意して見守りをするようにと指示をしております。

今後、子どもたちの変容が大きく出て、対応が難しいというような場合には、福岡教育事務所の緊急派遣等も要請しながら対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○吉富教育長

いいですか。はい、どうぞ。続けてお願いします。

○安部委員

なかなか、やはり子どものいる家庭は、特にこの新型コロナウイルス感染症によって生じる経済的困難な問題などを含むので、相談内容が多岐にわたっているところだと思います。それで、自治体のほうの相談は増えているんですが、アスカラの方の窓口相談はあまり増えておりません。やはり金銭的な助成金だとか補助金だとか生じるので、今は自治体寄りの相談が増えているようなんです。教育現場のところではやはり、何でも相談してください、それから交通整理をしますよとして頂きたい。例えばお父さんが少し鬱になったなどとなると、学校では抱えきれない問題になりますので、学校のカウンセリングはもう交通整理をするというふうに思っていたら、専門につなげていただく。

そうでないと、その家庭が崩壊するぐらいの経済の傾きがありますし、家族の精神的な離れというのが最近相談としては多いので。最終的にこれが増えていったら、やはり予算を考えていただかないといけないなど。今、学校の相談体制はいっぱいいっぱいです、多分。ですから、そこを二重構えで、この長期戦に備えていただきたいなと思っております。

○吉富教育長

いいですか。教育指導室の体制を、そんなふうに柔軟にお願いいたします。

○梶教育指導室長

はい、承知しました。

○吉富教育長

ほかに何かお尋ねはございますか。

〔「なし」の声あり〕

〔新型コロナウイルス感染症対策に伴う臨時休業について〕

○橋元教育政策課長

教育委員会の皆様方に先日、教育政策課からお電話をさせていただきまして、大野中学校の急遽休校になった内容について、詳細は教育委員会の中で再度ご説明をさせていただくということで申し上げておりましたので、もしよろしければ、この場で説明に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○吉富教育長

いいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○吉富教育長

では、どうぞお願いいたします。

○橋元教育政策課長

教育指導室長のほうからご説明をさせていただきます。

○梶教育指導室長

それでは、新型コロナウイルス感染症対策に伴う臨時休業について（お知らせ）と題がついております資料はお手元にごございますでしょうか。

先日、大野中学校におきまして、学校関係者が濃厚接触者ということになりましたので、本市の対策本部会議で、こちらから原案を出して検討していただきました。

学校関係者は、濃厚接触者となった時点で、学校で感染が広がっているかもしれな

いと想定されるわけですので、可能性があるのであれば、PCR検査を受けることとなります。ですから、学校全体を臨時休業にし、検査結果が陰性であるということが判明するまでの間、これを当面と表現をいたしまして臨時休業をするをいたしました。

結果が陰性が分かれば、臨時休業を即、解きます。ここで陽性となりましたら、また保健所等と相談しながら臨時休業を延長していくという対応を取るものでございます。その判断、対応に伴うお知らせです。

保健所あるいは文科省からの通知の中では、濃厚接触者の段階では臨時休業の必要はないとされております。ですが、実際考えたところ、濃厚接触者であると、本人が陽性だったということが判明するまでの間に、さらに感染が広がり、学校でのクラスター発生という最悪の事態を招く可能性がございますので、大野城市といたしましては、より慎重な対応を取るところでございます。

別紙で1枚物のフローを配付させていただいております。今、私のほうから言葉で説明いたしましたものを図式化して説明しているのがこの紙でございます。

説明は以上です。

○吉富教育長

現在の大野中学校の置かれている状況と、この対応フロー等について、何かお尋ねがありましたら、どうぞ。よろしく願いいたします。

高野委員、お願いいたします。

○高野委員

今ご説明いただいた流れについては、当初から策定されてあったんですか。

○吉富教育長

どうぞ、お願いいたします。

○梶教育指導室長

これにつきましては、6月1日を迎える段階で、学校を再開すれば学校で感染が発生する可能性があるということで、その時点で基本的なところはつくっております。

今回、緊急度が高いと分かった時点で、再度対策本部会議で検討させていただいて、細かいところは修正しておりますが、基本的な方針については従前から定めておいた

ものでございます。

○吉富教育長

どうぞ。

○高野委員

休校にすることは、対策本部会議とも協議してるということですか。

○梶教育指導室長

はい。諮りまして、市の方針ということで決定をしております。

○吉富教育長

高野委員、いいですか。どうぞ、お願いいたします。

○高野委員

国が、濃厚接触者ということが分かった時点では休校の必要はないと言っている上で、十分注意を払って、用心をしてということの対策でしょうから、それはむしろいいんですけど、あんまりそれをやり過ぎると、何か子どもたちが勉強できなくなるんじゃないかと。また休校してですね。

そういったことを考えないといけないし、濃厚接触者はどこにでも出る可能性は高いと思うんですよね。特に福岡市が増えている状況の中で、大野城市とか春日市とかは行き来が多いですからね。そういった中で、濃厚接触者が出たということですぐに休校ということを今後もずっと続けていくとなると、授業をする時間がまた減ってしまうというようなことになってしまう気がします。その辺も効率的に考えていただきたい。

○吉富教育長

日野部長、お願いいたします。

○日野教育部長

先ほどのフローを見ていただくと、一番下の部分に表記しておりますのが、クラス

ターの発生を早急に防止する観点から、教室等で長時間一緒に過ごし、会話や接触した可能性がある方に関しては、保健所のほうがPCR検査をさせていただきたいということで協議を進めておるところでございます。

それで、やはり一番は濃厚接触者というところからの感染を防ぎたいというのがまず第一でございます。あと、今国のほうはこの状況が増えている中で、まだいろいろな対策が取れていないというのが現状でございますが、そこが収まってくる状態までは、出来るだけ安全な形でやっていきたいと思っています。

確かに今委員さんのお話のように、今後そういうことがものすごく増えてくるという話になってきますと、今度は学校全体がまた休校とかいう話になってくる可能性もございますので、その辺は状況を見ながら進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○吉富教育長

いいでしょうか。

○高野委員

はい。

○吉富教育長

昨日、今日の新型コロナウイルス感染症に関するニュースでは、20代、30代の方の感染が50%から60%を占めていて、その方の多くは無症状、無自覚ということで、元気なままご家庭に戻られて、高齢者のご家族、ご両親等にうつすというような、いわゆる市中感染の一番怖い状態に今フェーズが上がってきているような感じがいたします。

とにかく市長の言葉ではないですが、空振りはしてもよい、見逃しはするなというところで、今一生懸命に感染を防ごうということでやっているところでございます。高野委員のご指摘の点につきましては、十分に判断の根拠に、ベースに置いて望んでまいりたいと思います。ありがとうございます。

ほかに何かございませんでしょうか。

お願いいたします。

○高木委員

これがもし、考えたくないですが、長引いたり休校になった場合、この前言われていたリモート授業、あれはどうなっていますか。休校にならないのが一番いいんですが。外国では日本人学校でも、来年の9月まではリモート授業だということになっています。日本の場合は大学がそうですね。それを見越した準備はどのようになっていますか。

○吉富教育長

いいですか。梶室長、お願いいたします。

○梶教育指導室長

リモート授業もですけれども、まず学校のタブレットですね、そういったものの準備につきましては、教育振興課のほうで進めていただいております。予算を確保して、この後、物品の調達ということで進んでおりますが、早くても年末ぐらいにはなっていくのではないかと思います。

それから、その準備と併せまして、市内の各家庭の、いわゆるWi-Fiと申しますか、そういった環境、それから子どもが動画等を視聴する機器がありますかという調査をしております。思いのほか、そういった環境が整っている割合は高かったんですが、やはりWi-Fiの環境がないとか、子どもが見ることが出来るようなスマートフォン等がないというお家がやはり数%あるのも事実でございます。環境がある場合でも、例えばきょうだい複数いれば自由には使えないとか、そういう状況まで含めると、この割合は上がってまいります。

今後、先ほど高野委員のご指摘もありましたとおり、授業時数確保の問題があったり、休業も増えていって、また、高木委員のご指摘のとおり、リモート授業を本格的にやらなければいけないとなる可能性があります。場合によっては、大野城市内の学校一斉の臨時休業を打つ必要も出てくるかと思っております。その際には、現在、大野城市内でも各学校でタブレットをいくつか持っておりますので、それと家庭にある分を組み合わせながら、リモート授業を実施するかもしれません。まだ現在、学校にある分を貸し出してという状況は整っておりませんので、お家で使えない場合には学校に来てもらってもよいと思っております。大野城市のものは校内のWi-Fi環境で使えますの

で、1室に集める必要もありません。登校した子どもたちを各教室に分散させて視聴させることが可能です。現在これを準備いたしまして、必要になれば各家庭での動画等の視聴、それができない子どもについては登校して、学校の中で分散させて視聴するというような対応が取れるような準備を、この後、具体的に進めてまいります。授業が出来ることは、これまでの段階で分かっておりますので詳細を詰めて、計画としてまとめて対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○吉富教育長

環境整備のほうからないですか、教育振興課長のほうから。

○千葉教育振興課長

環境整備のほうは、教育振興課で進めております。6月の市議会で補正予算を上程いたしまして、児童・生徒に一人に1台行き渡る数の予算を議決いただいております。早速入札が本日行われました。納品は全国的なものもありますので、今年度中には必ず納品するという流れになっております。

また、昨年度、コンピューター教室のデスクトップパソコン40台をタブレット型のパソコンに更新済みですので、先ほど教育指導室長が申し上げたような形で、万が一の場合はそのタブレットも活用出来るのではないかと考えております。

以上です。

○吉富教育長

いいでしょうか。

○高木委員

はい。大変ですけど、よろしくお願いします。

○吉富教育長

非常事態宣言が解かれた時点で、もうないだろうと思ってましたけど、また今度は、非常事態宣言を解かれる前よりも厳しい状態となりましたので、ちょっと頑張らなければいけないなという感じでおります。

教育振興課の課長はじめ、学習環境の整備に本当に一生懸命頑張ってくださいたいです。あと、通常の学習活動で使うタブレットがタブレットとして十分な機能を果たすための大型提示装置（大型モニター）も併せて、非常に一生懸命に頑張ってくださいたいです。ありがとうございます。

これでいいでしょうかね。

はい、どうぞ。

○安部委員

準備をするときに、明日から学校に来れませんという非常事態宣言みたいなものが出てから、それをやりましようと言っても、きっとなかなかできないと思うので、それがあらかどうかは分からないんですけど、今の時点から練習的な取り組みが必要だと思います。どっちにしろこれから世の中は、家庭でそういうことを取り入れていくことを見ていかないといけないと思うので、この機会に家庭でそれが出来るような状態にしてから機器がそろいのを待つというような練習的なところを始めておかないと、急に明日から来れないとなったときに、誰がどう教えるのかとかを決めておかなければならいし、家庭でもそれを子どもに取扱いさせきらない親もいると思うので、それをしましようという姿勢でやっていかないと。家庭でも、Wi-Fiとかの環境をそうなったときに導入すればいいという考えのところに、もうちょっと働きかけないとなかなか進みません。一斉に始めてほしい。子どもたちに差が出てはいけないと思うので、出来たら練習的にそれをやっていくというところを先に始めてほしいなと思います。

○吉富教育長

梶教育指導室長、何か説明はございますか。どうぞ。

○梶教育指導室長

今ご指摘のとおりです。これまでもいろいろな保護者の方へのお知らせは、事前に予告をして実施という段階を踏むように配慮をまいりました。実際ここ数日来また増えて危機感も高まっておりますので、今ご指摘の点については早急に準備を進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○吉富教育長

全児童に貸与するタブレットがそろうのはまだ時間がかかりますが、学校に眠らせておかないように、定期的に、意図的に、組織的に、家庭に持ち帰らせて家庭で使うという体験を増やすようにという計画もたてていますので、機器が来ましたら存分な活用をさせていただきたいと思っています。

それでは、これについては終わらせていただきたいと思います。

[その他]

○吉富教育長

(1) 教育長の業務報告（6月～7月分）

(2) 教育委員会の主な行事・業務の予定（8月分）

○吉富教育長

これで本日の定例教育委員会の全ての議題につきましては終了させていただきます。

午前11時20分 閉会